

## 「新エネルギー等率先導入推進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センター LED照明導入事業設計・施工一括発注方式公募型プロポーザル実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、受注者独自の企画提案を、受注者自らが具体化することによって、発注者のニーズに最大限に応えるとともに、地場事業者の技術力・提案力・販売力の向上を促し、もって本道における省エネルギー・新エネルギーの導入拡大に向けた民間主導の自立的な取組の活性化を図る「新エネルギー等率先導入推進事業」（北海道栽培漁業伊達センターLED照明導入事業（以下、「当該事業」という。))を実施するにあたり、北海道知事（以下「知事」という。）が設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルで発注するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 本要綱において設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルとは、当該事業を発注する場合において、あらかじめ当該事業の概要及び参加資格等とともに、設計及び施工を一括して発注する旨を公示し、当該事業に係る企画提案書（工事関連業務及び普及啓発関連業務に係る企画提案を記載したもの）の提出を希望する事業者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者等を選定した後に、当該事業者等から企画提案書の提出を求め、かつ原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した事業者等に発注する手続きをいう。

### (対象)

第3 部長等（北海道財務規則（昭和45年規則第30号。（以下、「財務規則」という。）第2条で規定する部長等をいう。）である水産林務部長は設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルによる発注を行おうとするときは、あらかじめ当該方式によることの適否及び評価基準の適否、その他必要な事項を、自らが設置する指名選考委員会において審議するものとする。

2 水産林務部長は、設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルによる発注に向け、企画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するため、「新エネルギー等率先導入促進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センターLED照明導入事業プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置するものとする。

### (プロポーザル参加希望者の公募)

第4 知事は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね40日前に公募内容を、公示その他の方法により周知するものとする。

### (プロポーザル参加希望者の要件)

第5 設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルに参加しようとする者は、複数企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### 1 共通要件

(1) 道内に本店を有する会社、道内に主たる事務所を有する法人（会社を除く。）又は道内に住所を有する個人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、すでにその停止の期間を経過していること。

(4) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等により、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 道税を滞納している者でないこと。

(6) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

(7) その他必要と認める要件

2 コンソーシアムには次の要件を満たす1以上の者を構成員として加えなければならない。ただし、これらの者には前項(2)の要件を必要としないものとする。

(1) 発注工事に対応する地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有する者であること。

(2) 電気工事においては、競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号）別表第2第4の3に規定する工事予定価格に応じた電気工事A等級に格付けされている者であること。

(3) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(プロポーザルの参加申請)

- 第6 設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルに参加しようとする者は、「参加表明書」を別に定める書類を添えて、水産林務部水産局水産振興課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。
- 2 課長は、参加表明書の提出期限の設定に当たっては、公示を開始する日の翌日から起算して概ね14日とするものとする。

(プロポーザル参加希望者の要件の審査及び参加業者の選定)

- 第7 課長は、第5に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者等の選定を行うものとする。

(選定結果の通知)

- 第8 課長は、第7の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請しない参加者（以下、「非参加要請者」という。）に通知するものとする。
- 2 課長は、前項の通知には、当該通知をした翌日から起算して5日（北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に企画提案書の提出を要請されなかった理由について求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 3 課長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

(企画提案書の提出要請)

- 第9 課長は、第7の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者（以下、「参加要請者」という。）に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。
- 2 課長は、企画提案書の提出期限の設定に当たっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね14日とするものとする。

(企画提案に関する説明会の開催)

- 第10 課長は、第9第1項に基づく参加要請者への通知を行った日の翌日から起算して概ね5日以内に企画提案に関する説明会を開催するものとする。
- 2 質問の受付期間は、当該説明会終了後から企画提案書の提出期限の概ね3日前までとする。

(受託者の特定)

- 第11 審査会は、企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、当該事業の内容に最も適すると認められる者を特定する。
- 2 指名選考委員会は、前項の特定後、特定された者と随意契約すべきことについて審議するものとする。
- 3 課長は、第1項及び前項の審議結果に基づき、特定された者（以下、「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下、「非特定者」という。）に書面によりその旨を通知するものとする。
- 4 課長は、前項の非特定者への通知には、最終審査の結果について公表を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

(企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の特定)

- 第12 課長は、第9第1項に基づく企画提案書の提出が多数ある場合には、第11第1項に規定するヒアリング審査を実施する者の選定を行うため、審査会において企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該事業の内容に適すると認められる概ね5以内の参加者を選定するものとする。
- 2 課長は、前項の選定結果に基づき、選定された者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。
- 3 第1項により選定された者から受託者を特定するときは、第11の規定を準用する（ただし、第11第1項の企画提案書の内容の審査及び評価を除く。）。

(予定価格)

- 第13 支出負担行為担当者は、第11により特定された者の企画提案書、見積書等をもって予定価格を定めるものとする。

(契約保証金)

- 第14 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付するものとする。なお、契約保証金の納付の免除については、財務規則第171条の定めるところによる。ただし、同運用方針171条関係第3号の3は適用しないこととする。

(詳細設計書の作成、性能の保証等)

- 第15 工事目的物の詳細設計書（以下、「設計書」という。）は、契約締結後、工事施工前に契約の相手方

- に作成させた上、提出させ、課長の承認を得るものとする。
- 2 詳細設計書の作成に要する費用は、請負金額の予定価格の算定時に見込むものとする。
  - 3 支出負担行為担当者は、工事完成後、設備の性能について検査を行い、検査の結果、設計図書等に示した性能が発揮できない場合は、契約に基づき補修（機能回復処置）を行わせるものとする。
  - 4 性能保証期間中に生じた構造上の欠陥、破損及び故障は、請負人の負担で機能回復処置を行うものとする。
  - 5 設計書の作成及び性能の保証に関する事項は、仕様書及び契約書に明示するものとする。

（事務局）

- 第16 設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルによる選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を水産林務部水産局水産振興課に設置する。

（補則）

- 第17 この要綱の実施に関し必要な事項は、課長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。